

令和2年第5回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月1日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

2番	熊谷勘信君	4番	島津秀樹君
5番	辻岡正和君	6番	坂本豊君
7番	今井富雄君	8番	原田進男君
9番	北原武道君	10番	福谷洋君
11番	清水利一君	12番	小堀信昭君
13番	小林和弘君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（2名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	玉井喜廣
教育長	中村正一	会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松正広	政策推進課長	岡本隆司
観光未来創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレア文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤木 斉	教育委員会事務局長	三宅宗左

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 報告第 5号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第 4 報告第 6号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について
日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度若狭町一般会計補正予算（第3号））

- 日程第 6 認定第 1 号 令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 若狭町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 若狭町簡易水道設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 4 5 号 若狭町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 4 6 号 若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 4 7 号 令和 2 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 4 8 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 4 9 号 令和 2 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 5 0 号 令和 2 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 5 1 号 令和 2 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 5 2 号 令和 2 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 5 3 号 令和 2 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 5 4 号 令和 2 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 5 5 号 令和 2 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 5 6 号 令和 2 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 5 7 号 令和 2 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 5 8 号 令和 2 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 5 9 号 令和 2 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 6 0 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定

期間変更について

日程第 2 6 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

(午前 9時15分 開会)

○議長（島津秀樹君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和2年第5回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和元年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定のほか、条例の一部改正、令和2年度各会計の補正予算が主なものであります。

議員各位には、十分な審議をお願いいたします。

さて、7月の長梅雨から一転し、8月は猛暑日が続きまして、米の作柄も心配をされましたが、報道ではまずまずの作柄であり、ひとまず安心しているところであります。

9月に入り、これから台風シーズンを迎えますが、コロナ禍の中、災害に対する備えをいま一度、御確認願いたいと思います。

また、国政においては、安倍政権の突然の幕引きにおいて、次期政権を誰が担うのかが連日のニュースとなっておりますが、安倍総理にはくれぐれも御自愛されることを願うところであります。

朝晩、涼しく感じる季節になりましたけれども、議員各位には、健康に十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、令和2年第5回若狭町議会定例会を開会いたします。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆様方、おはようございます。

本日ここに、令和2年第5回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員皆様の御出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

御承知のとおり、憲政史上最長の7年8か月にわたる安倍政権が突然、幕を閉じることになりました。

在任期間中は、経済政策「アベノミクス」を掲げ、地方創生の推進や北陸新幹線の計面前倒しなど、御尽力いただきましたことに感謝申し上げますとともに、今後は治療に専

念され、お身体を御自愛していただきたいと思っております。

さて、暑い日が続いておりますが、朝夕は幾分か過ごしやすくなり、町内の各地では稲の刈取りも始まるなど、秋の気配を感じる季節となりました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月に緊急事態宣言が解除されてから、一旦は落ち着きを見せておりましたが、7月に入ると、東京都を中心に感染者が急増し、まさに「第2波」を迎えており、県内においても、連日、1日の感染者として過去最高を記録し、感染拡大を危惧しているところであります。

町では、一刻も早く、町民の命や暮らしを守るため、コロナ対策第3弾として、総額1億3,788万3,000円の補正予算を専決させていただきました。

主な内容について申し上げますが、コロナ感染症における避難所運営における準備として、避難所に必要な物資を購入するための経費や災害時の非常用持ち出し袋を全戸に配布する経費を盛り込んだ「新型コロナ対策事業」に8,463万3,000円、町内事業者の感染予防対策への取組に対し、上限5万円を助成する「若狭町新型コロナウイルス感染予防対策宣言事業」に3,540万円、庁舎など公共施設に体温測定カメラや飛沫防止のアクリル板の設置のほか、マスク・消毒液など感染症対策物品の購入のための「新型コロナ感染対策事業」に941万7,000円などを盛り込みをさせていただきました。

感染症の拡大防止に向けた取組を一層強化しつつ、地域経済の活性化に向け、町民一丸となって頑張っていかなければならないと考えております。

そのような中、先月3日から12日にかけて、住民説明会を開催させていただきました。

人口減少・少子高齢化が進み、これまで経験したことがない社会構造へと大きく環境が変化していく中で、町の10年先、20年先を見据え、町の課題や方向性について意見交換をさせていただきました。

また、先月24日から27日の3日間にわたりまして集落ヒアリングを実施させていただきました。集落の方々と町職員が直接対話する中で、お互いの信頼関係を築き、情報を交換することによって、課題の共有を図り、地域資源の有効活用を図りながら、課題解決に向けて、地域と一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告及び決算に基づく資金不足比率の報告、令和2年度若狭町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認、令和元年度一般会計及び特別会計及び各企業会計歳入歳出決算の認定のほか、条例の一部改正、令和2年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予

算などの案件をお願いいたしております。

議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番、坂本 豊君、7番、今井富雄君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの24日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの24日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和2年度5月分から7月分までの結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

また、令和元年度各会計の決算審査意見に関する報告を求めするため、増井監査委員の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 報告第5号・日程第4 報告第6号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第3、報告第5号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告につい

て」及び日程第4、報告第6号「令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の2件を一括して報告願います。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、報告第5号から報告第6号につきまして説明を申し上げます。

報告第5号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、また、報告第6号「令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について」は、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。いずれも基準を下回っていることを御報告申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第5 承認第4号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第5、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度若狭町一般会計補正予算（第3号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染対策に係る経費に関して、8月7日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い、御報告申し上げるものであります。

以上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

上程中の議案に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度若狭町一般会計補正予算(第3号))」、本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第6 認定第1号・日程第7 認定第2号～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第6、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第7、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、認定第1号及び認定第2号につきまして説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも令和元年度一般会計をはじめとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものであります。

これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要について説明を申し上げます。

まず、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

令和元年度若狭町一般会計歳入歳出決算でございますが、詳しい決算額及び執行状況

につきましては、お配りをいたしました決算書を御覧いただきたいと思ひます。

一般会計における歳入決算総額は107億2,073万3,000円となりました。

歳出決算総額は101億3,969万2,000円となり、歳入歳出の差し引きは5億8,104万1,000円となりました。

次に、11会計ある特別会計の決算につきまして申し上げます。

まず、「若狭町国民健康保険特別会計」「若狭町後期高齢者医療特別会計」「若狭町直営診療所特別会計」「若狭町介護保険特別会計」といった町民の皆様の健康に関わる4つの特別会計につきましては、いずれの会計も保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただきました。

次に、「若狭町簡易水道事業特別会計」「若狭町農業集落排水処理事業特別会計」「若狭町漁業集落排水処理事業特別会計」「若狭町公共下水道事業特別会計」といった上下水道関係の4つの特別会計につきましては、適切な維持管理に努め、運営を図ることができたと考えております。

また、「若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」では、令和元年度につきましては、農作業中の事故3件に対しまして医療共済金をお支払いいたしました。

「若狭町営住宅等特別会計」では、町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施し、住宅困窮者やUターン・Iターン者などへの居住場所の提供を行いました。

最後に、「若狭町土地開発事業特別会計」につきましては、天徳寺及び上瀬の住宅団地を中心に分譲をさせていただいております。

続いて、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」説明申し上げます。

初めに、令和元年度若狭町水道事業会計決算につきましては、収益的収入が1億6,397万3,000円、収益的支出が1億6,068万9,000円となり、純利益は328万4,000円となりました。

資本的収支では、6,189万円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、令和元年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が2,546万8,000円、収益的支出が3,439万1,000円となり、892万3,000円の損失となりました。

資本的収支では、国、県などの補助金を財源に河内川ダムの負担金を支出しております。

最後に、令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算であります。収益

的収支の状況は、総収益5億764万5,000円、総費用4億9,977万3,000円で、当該年度は、一般会計から4,500万円の追加繰入れにより、純利益は787万2,000円となっております。

資本的収支では、診療所の改修工事に係る企業債の償還金として、不足する額1,889万7,000円は減債積立金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上、認定第1号及び認定第2号につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。

若狭町監査委員、増井文雄君。

○監査委員（増井文雄君）

令和元年度決算審査監査委員報告書

議長のお許しをいただきましたので、令和元年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号の令和元年度若狭町一般会計及び国民健康保険会計など11の特別会計並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の小林監査委員と6月から8月にかけて慎重に審査をさせていただきます、お手元に配付のとおり、意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので、省略させていただきます。

決算審査に当たりましては、次の事項に主眼を置いて審査を行いました。

1つ目に、予算が適正に執行され、効率的な財政運営が行われているか。

2つ目に、財務に関する事務が適正に処理され、財産は適切に維持管理されているか。

3つ目に、これらが町民の福祉の向上に寄与しているかという点であります。

この点を確認するため、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して、慎重に審査を行った次第であります。

ここで、審査概要の一端を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額は107億2,073万3,000円、歳出総額は101億3,969万2,000円となっており、前年度と比べますと、歳入では1億9,751万円、1.8%の減少、歳出では1億8,569万8,000円、1.

8%の減少となっております。これは、上中中学校改修事業、定置漁業振興対策事業等、大規模な補助事業が完了したことなどが減額の要因と考えられます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億8,104万1,000円となっており、このうち翌年度へ繰越しすべき財源6,199万6,000円を除いた実質収支は5億1,904万5,000円の黒字であり、財政調整基金の取崩し等を考慮した実質単年度収支においては2,479万7,000円の赤字であります。

次に、財政運営の状況であります。財政力指数は0.336となっており、収入財源の64.4%が地方交付税や町債、国や県の支出金などに依存した内容となっております。

また、今年度の実質公債費比率は15.5%と対前年度比では0.2ポイント高くなりますが、地方債許可団体に移行する目安とされる18%の基準値以内となっております。

次に、財政の弾力性を示す総合的な指標であります。経常収支比率は90.8%と対前年度比では1.9%高くなり、依然として財政の硬直化の傾向がうかがえます。今後においても、各指数の変動を念頭に置き、将来の財政を見据え、歳出抑制の強化を図るとともに、歳入の確保に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

それでは、歳入と歳出の状況について御報告させていただきますが、以下については、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、歳入の状況であります。収入済額が107億2,073万円であり、調定額に対する収納率は99.77%であります。

収入未済額は2,391万円であり、48万円の不納欠損処理を行っております。

歳入については、厳しい財政状況の中において、自己財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点において、課税対象者の的確な把握に努めていただき、滞納があれば、滞納実態に応じた対策を講じるなど、最善の努力をされることを望むものであります。

特に庁内に設置された滞納整理連携会議の活用を期待するとともに、収入未済額における長期化した滞納繰越分の徴収は、年月がたつほど困難となることを考慮し、徴収率向上のための効果的な対策を徴収担当部署と協働し、関係課の連携を強化して収入未済額の徴収に当たっていただきたいと思っております。今後においては、債務者個々の状況に応じたきめ細かな対応を粘り強く行い、新たな滞納の未然防止に努められるよう要望するものであります。

次に、歳出の状況であります。歳出総額は101億3,969万円であり、性質別による決算額では、人件費や物件費、扶助費等をはじめとする消費的経費は59億5,

686万円で、歳出額全体の58.7%を占めております。

また、投資的経費は10億2,096万円で、対前年度比14%の減少となっておりますが、この要因は、上中中学校改修事業、定置漁業振興対策事業、災害復旧事業等の完了によるものであります。

公債費その他は31億6,187万円で、歳出額全体の31.2%となっております。

今後の公債費の増加抑制のため、普通建設事業の実施に当たっては、事業の緊急性や投資効果を十分に考慮するとともに、消費的経費である物件費、維持補修費等の経常経費につきましても、将来を見据えた財政の健全化に向けた一層の削減努力を希望するところであります。

以上、全般では歳入歳出のバランスはとれているものの、今後とも地方交付税など依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、自主財源の確保に努めつつ、慎重に将来の財政計画を立て、行財政改革プランに沿った計画的な財政運営が進められることを強く要望いたします。

次に、基金の状況であります。観光ホテル「水月花」の売却益の積立でもあり、令和元年度末では総額が25億6,778万円で、基金全体では前年度末より4,846万円の増加となっております。

その中で、財政調整基金は、全体的な財源不足を補うため、2億8,436万円の取崩しを行ったものの、新たに2億7,023万円を積立したことにより、9億3,032万円の残高となっております。

財政調整基金をはじめとする各種基金の今後の取崩しにつきましては、将来の財政運営を考慮して、慎重かつ計画的に行っていただきたいと思っております。

次に、財産の状況であります。町が所有する土地・建物の令和元年度末の財産所有面積は138万平方メートルとなっております。

処分可能な町有財産については、有効活用や公売等を行うことによって、歳入の確保と管理経費の削減が図られるものと考えられますので、今後も財産の処分を積極的に進めていただくことを要望いたします。

次に、町債の現在高であります。総額167億8,648万円で、前年度に対し12億2,775万円の減少となっております。これは、元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。今後においても、将来の財政負担となる町債は、計画的な事業の実施により発行額を調整し、残金を減らす取組を継続していただきたいと思っております。

以上、一般会計における財政状況の概要を申し上げましたが、人口減少と少子高齢化

が一段と進む中、今後も扶助費、維持補修費などの消費的経費が増加するものと考えられ、財政運営はより厳しさを増していくものと思われま

す。町民が安心して生活できる町を目指して、より強固で弾力性のある財政基盤の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して、町民と向き合い、地域の実情や声を十分に生かし、効率的な事業の立案と実施を願うものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計は国民健康保険会計をはじめとする11の会計があります。各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、おおむね健全でありました。

しかしながら、上下水道施設は老朽化が進んでおり、令和元年度に策定された上下水道事業に基づき、計画的、持続可能な運営に努めていただきたいと思います。

それぞれの会計について、意見の一端を述べますと、国民健康保険特別会計においては、平成30年度から国民健康保険制度が改正され、県が財政運営の責任主体となったため、予算規模は縮小されています。その中においても歳出の大きな割合を占めているのが保険給付費であります。今後とも医療費の適正化に向けた特定健診などの健診受診率のさらなる向上を図り、国民健康保険加入者の疾患別受診状況をはじめとする各種データの綿密な分析に基づいた効果的な保健指導や健康づくり教室などを開催し、生活習慣病の発症や重症化の予防に努め、住民の健康づくりを推進していただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、高齢化社会の進行などによる医療費の増大に対し、安定した保険運営が継続して行われるよう、老人保健制度に代わる医療保険として開始されたものであります。本会計でも保険給付が増大していくことが予想されるため、加入者の健康管理や医療機関の適正受診の指導などに努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、平成24年度の診療所再開以来、収支のバランスもとれ、順調に推移しております。今後は、住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と病院との連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐことなどによる医療費抑制に努力を願うものであります。

介護保険特別会計については、保険給付費が今後も増大することが予想されることから、これまで以上に介護予防を推進し、財源の確保など安定的な介護保険事業勘定会計の運用を願うものであります。

簡易水道特別会計については、12地区の広範囲にわたる水道施設を管理しているもので、管理効率の向上と安全で安定した水を供給するため、一体的、効率的な水道施設を目指した水道計画を推進されております。今後は、施設の老朽化に伴う使用料の見直

しも考慮に入れた予算立ても検討する必要があると考えます。経営の効率化、健全化を目指した施設統合等の推進と安全で安定した水道水の供給に努力を願うものであります。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計は、農業労働者に対する共済制度であり、町全体で501戸が共済に加入されております。加入者は農地集約や高齢により離農が進むにつれ、年々減少傾向となっておりますが、不測の農作業事故に対処するため、引き続き制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17か所の施設が稼働しており、住民の健康で文化的な生活を確保する上で欠かすことができない施設であります。今後は、施設の老朽化に伴う使用料の見直しも考慮に入れた予算立ても検討する必要があると考えます。引き続き各施設の適切な維持管理に努めていただくとともに、施設の統合を含めた効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅の16室が対象となっており、会計収支は774万円の純利益となっております。今後も引き続き適正な管理と健全な運営を願うものであります。

土地開発事業特別会計では、現在分譲中の天徳寺住宅団地及び上瀬住宅団地をはじめ、町有地の早期売却に向けたPR活動を積極的に進めることと合わせ、不動産事業者との連携を密にした販売促進に一層の努力を願うものであります。

次に、企業会計について申し上げます。

水道事業、工業用水道事業、上中診療所事業とも公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

まず、水道事業であります。給水人口は前年度比128人の減少となったものの、年間給水量では約2万立方メートルの増加となっております。

会計収支から見ますと、当年度は、料金収入や一般会計補助金を合わせた収益的収入から、営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた328万円が純利益となっております。漏水調査の実施など有効率の向上に努めるとともに、今後は、将来の水源計画、施設整備を見据えながら、使用料の見直しも考慮し、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社と給水契約を締結し、工業用水を供給しておりますが、契約水量は1日当たり665立方メートルであり、大口の給水契約企業の閉鎖が要因で、現在の契約水量となっております。

会計収支から見ても、総収益から総費用を差し引いた892万円が純損失となっております。

今後も受水企業の需要計画に沿い、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダムの水源利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

次に、上中診療所事業についてであります。医療費抑制政策や医師や看護師の確保など、医療を取り巻く厳しい環境の中、一般病床19床の有床診療所として医療の提供が行われております。

患者数については、入院患者が減少、外来患者が増加の傾向にあり、全体の医業収益としては、前年に比べ534万円、1.7%の減収となり、厳しい経営状況にあります。

町では、保健・福祉・医療の関係各課が連携した地域包括ケアシステムが構築されていますが、上中診療所をはじめとする各機関の役割について、住民に広く理解を求め、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

以上、それぞれの会計については、住民生活に密接した事業として、「最少の経費で最大の効果」を念頭に、いずれも正確かつ適正に会計処理がなされていたことをここに御報告申し上げます。

しかし、税をはじめ保険料や使用料等の収入未済額があり、各担当部署において収納努力がなされているものの、特別会計の多くはこれらを主な財源として運営されており、公平負担の原則に基づき、収納体制の強化等により滞納の縮減に努めていただきたいと思います。

特に自治体の債権には様々な性質があり、町税のような公法上の債権や使用料など私法上の債権もあるため、それぞれの性質に応じた徴収や不納欠損抑制の方法を十分に調査研究して、町民に説明できる基準を整備されるように希望するものであります。

また、今後の人口減少に伴う税収への影響や地方交付税の減額など、歳入の根幹をなす財源が減少することが明らかであります。事業の実施に当たっては、複雑・多様化する住民ニーズを的確に捉える必要があります。

特に人口減少対策として策定した若狭町総合戦略に基づく交流人口及び関係人口の拡大や定住促進を確実なものとするため、各課の事業をより連携させ、民間活力を有効に導入し、先進的な事業の選択や効率的な行政運営に取り組まれることを希望するものであります。

また、学校及び保育所の今後の在り方についても、児童数の減少が進み、互いに育つ環境の維持が難しい中、町の考え方を町民に丁寧に伝え、学校の適正規模への再編、保育所の民営化を進めることが重要であると考えます。

一方で、社会保障費の増大や水道施設、下水道施設の老朽化に伴う財政負担の増大が想定され、今後の財政運営をしっかりと見据える必要があります。

行財政改革プランを着実に実行するとともに、将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営の下、住民福祉のより一層の向上と町政の発展に向けて邁進していただくことを願うものであります。

最後に、依然として感染拡大の収束が見通せない新型コロナウイルスにより、経済的にも日常の生活にも大きな変化を感じております。新たな生活様式が必要とされる中、持続可能な事業など、万全な対策を講じられますようお願いするものであります。

以上、令和元年度若狭町の一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査に関しまして、本意見書を十分お目通しいただき、各会計決算の認定に対し妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と町民の皆様の幸せを願いまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

令和2年9月1日 若狭町監査委員 増井文雄

○議長（島津秀樹君）

監査委員の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、10時15分といたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

～日程第8 議案第43号から日程第11 議案第46号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第8、議案第43号「若狭町水道事業給水条例の一部改正について」から日程第11、議案第46号「若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」までの4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第43号から議案第46号の4議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第43号「若狭町水道事業給水条例の一部改正について」及び議案第44号「若狭町簡易水道設置条例の一部改正について」であります。本案は、水道料金を改正するために条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第45号「若狭町公共下水道条例の一部改正について」及び議案第46号「若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」であります。本案は、下水道使用料を改正するために条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

以上、4議案につきまして説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の4議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております4議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております4議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第12 議案第47号から日程第24 議案第59号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第12、議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」から日程第24、議案第59号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」までの13議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第47号から議案第59号までの13議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,632万7,000円を追加し、予算の総額を135億8,850万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、ケーブルテレビネットワーク更新事業に1億5,360万円、住民基本台帳ネットワークシステム事業に1,230万5,000円、交通安全施設整備事業に498万3,000円、財政調整基金の積立金に2億6,000万円など、合わせて4億3,599万7,000円を計上いたしました。

民生費では、障害者介護給付費事業に540万1,000円、パレア若狭管理事業に309万5,000円、保育所総務管理事業に332万8,000円など、合わせて1,970万6,000円を計上いたしました。

衛生費では、清掃総務費に4,780万円、公立小浜病院組合負担金事業に733万4,000円など、合わせて6,053万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、県単小規模土地改良事業に700万円、林道維持費に550万円、治山事業費に1,000万円、県単漁港事業に200万円など、合わせて2,821万6,000円を計上いたしました。

商工費では、企業誘致促進事業に3,000万円、温泉設備管理事業に1,650万円、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業に1,381万円、民宿リニューアル整備事業に550万円など、合わせて7,109万9,000円を計上いたしました。

土木費では、除雪対策事業に8,848万4,000円、道路維持修繕事業に4,963万4,000円、道路新設改良全般事業に1,073万9,000円、急傾斜地崩

壊対策事業に1,552万1,000円など、合わせて1億6,637万8,000円を計上いたしました。

そして、教育費では、公立学校情報機器整備事業に1億2,053万4,000円、海洋センター管理費に1,906万3,000円など、合わせて1億3,439万7,000円を計上いたしました。

歳入では、令和元年度の決算に基づき、繰越金を3億9,926万3,000円増額するのをはじめ、普通交付税の交付決定により、地方交付税が1億6,287万3,000円の増額、国庫支出金が1億3,837万6,000円の増額、県支出金が1,671万2,000円の増額、繰入金が1,891万6,000円の増額、町債が1億6,553万1,000円の増額などとなっております。

次に、議案第48号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,127万3,000円を追加し、予算の総額を18億8,273万5,000円とするものであります。

主な歳出につきましては、令和元年度事業の精算による国などへの返還金に1,127万3,000円などを計上させていただいております。

次に、議案第49号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万3,000円を追加し、予算の総額を1億9,242万2,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上させていただきました。

次に、議案第50号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ732万4,000円を追加し、予算の総額を9,505万5,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立652万1,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第51号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,632万円を追加し、予算の総額を20億2,814万7,000円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立2,201万8,000円、令和元年度事業の精算による国及び県などへの返還金に1,424万4,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第52号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,127万6,000円を追加

し、予算の総額を2億7,272万2,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立に1,127万6,000円を計上させていただきます。

次に、議案第53号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ67万2,000円を追加し、予算の総額を228万8,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立67万2,000円を計上させていただきました。

次に、議案第54号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,575万円を追加し、予算の総額を4億5,562万1,000円とするものであります。

歳出では、新規加入に伴う工事請負費などを計上させていただきました。

次に、議案第55号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ114万6,000円を追加し、予算の総額を7,161万円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立114万6,000円を計上させていただきました。

次に、議案第56号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入予算のうち、前年度繰越金を増額し、基金繰入金を減額するものであります。

次に、議案第57号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ773万9,000円を追加し、予算の総額を4,185万8,000円とするものであります。

歳出では、町営住宅の修繕費用に111万3,000円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立550万円などを計上させていただきました。

次に、議案第58号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,833万4,000円を追加し、予算の総額を8,878万6,000円とするものであります。

歳出では、子育て世帯町分譲地購入補助金120万円を計上するほか、土地売払代金及び繰越金を財源に基金積立3,713万4,000円を計上させていただきました。

次に、議案第59号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的支出において、営業費用の受託工事費を1,540万円増額するものであ

ります。

以上、13議案につきまして説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の13議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております13議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております13議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第25 議案第60号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第25、議案第60号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第60号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者である音海興産への指定期間について、平成30年4月から5年間を3年間に変更したく、この案を提出するものであります。

十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第26 陳情第1号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第26、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」を議題とします。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

お諮りします。議案審査のため、明日2日から6日までの5日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、明日2日から6日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午前10時34分 散会）